

# 東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

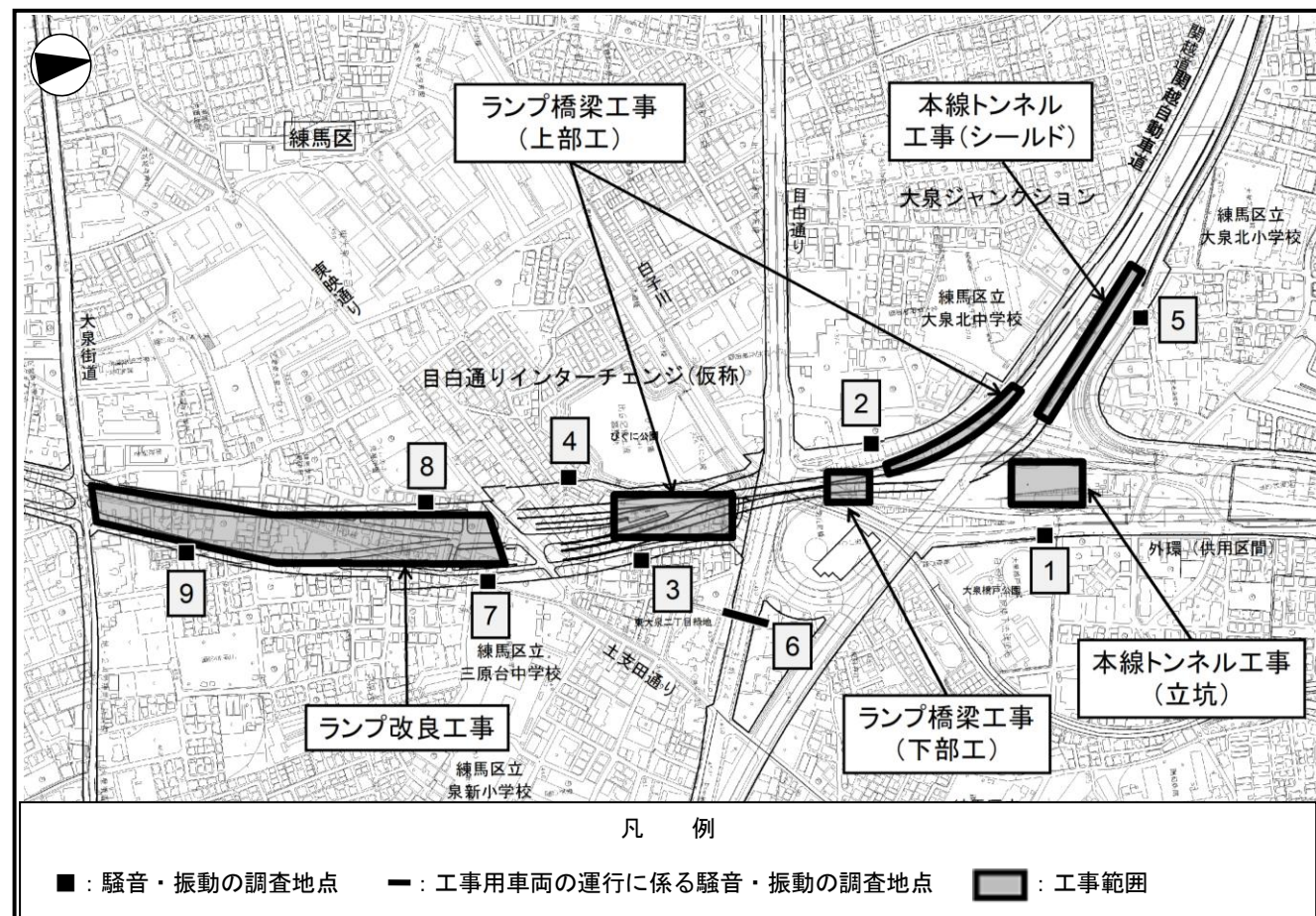
## 大泉 JCT・目白通り IC（仮称）周辺 騒音・振動調査

夏季（令和4年6月～令和4年8月）に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

### ◆調査期間

騒音・振動：令和4年6月8日（水）、6月9日（木）、6月17日（金）、6月27日（月）  
令和4年7月7日（木）、7月8日（金）、7月11日（月）  
令和4年8月9日（火）、8月10日（水）、8月23日（火）

### ◆調査位置図



### ◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課  
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

### ◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（ $L_{A5}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）  
・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)		調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大			工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大
2	6月9日	59	61	42	45	7	6月8日	69	71	45	49
	7月11日	59	63	43	45		7月7日	69	72	46	49
	8月9日	74	77	44	46		8月10日	69	70	45	49
3	6月17日	59	66	33	38	8	6月8日	58	63	41	43
	7月8日	62	70	35	42		7月7日	57	60	40	43
	8月23日	58	64	33	37		8月10日	56	59	39	42
4	6月17日	54	62	30	37	法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>		
	7月8日	55	62	27	34		85	75			
	8月23日	52	59	26	27	条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>	80	70	
法令による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>		85		75			
条例による勧告基準		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		80		70			

- ※1 騒音規制法の規定に基づく基準
- ※2 振動規制法施行規則で定める基準
- ※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則で定める基準
- ※4 調査地点1、5、9の周辺では、6月～8月は工事が行われなかったため、調査は実施していません。

### ○工事用車両の運行に係る騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		昼間 <sup>※1</sup>	夜間 <sup>※2</sup>	昼間 <sup>※2</sup>	工事中最大
6	6月27日	66	52	56	
	7月8日	66	52	55	
	8月9日	66	52	55	
基準値		幹線道路に近接する空間の環境基準 <sup>※3</sup>		道路交通振動の要請限度 <sup>※4</sup> （第1種区域）	
		70		65	

- ※1 騒音レベル $L_{Aeq}$ の昼間は6～22時の平均値
- ※2 振動レベル $L_{10}$ の昼間は8～19時の平均値
- ※3 環境基本法の規定に基づく基準
- ※4 振動規制法施行規則で定める限度

### 参考

◆解説  
●騒音レベル $L_{A5}$   
騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。  
●振動レベル $L_{10}$   
騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。  
●騒音レベル $L_{Aeq}$   
騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を $L_{Aeq}$ と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。